

日本語指導の必要性と外国人の子どもの在留資格

—法務省「在留外国人統計」からみる外国人の子ども—

新藤 慶

群馬大学教育実践研究 別刷

第39号 159～169頁 2022

群馬大学共同教育学部 附属教育実践センター

日本語指導の必要性と外国人の子どもの在留資格 —法務省「在留外国人統計」からみる外国人の子ども—

新 藤 慶

群馬大学共同教育学部学校教育講座

The Need for Japanese Language Instruction and the Status of Residence for Foreign Children Analysis of Foreign Children Based on Statistics of Foreign Residents

Kei SHINDO

Department of Education, Cooperative Faculty of Education, Gunma University

キーワード：学校在籍率，在留資格，都道府県別分析

Keywords: school enrollment rate, state of residence, analysis by prefecture

(2021年10月24日受理)

1 「在留外国人統計」からみる外国人の子ども

日本に暮らす外国人の状況を把握するうえで重要な統計に、法務省の「在留外国人統計」がある。これは、基本的に年2回(6月末と12月末)、在留外国人の状況についていくつかの基礎的なデータを公表している。

そのなかで、2020年12月末の集計から、「在留外国人統計テーブルデータ」の公表が開始された。これは、Excelのピボットテーブルを使って、「国籍・地域」「在留資格」「年齢」「性別」「都道府県」の項目を組み合わせたクロス集計が行えるものである。これによって、これまでの公表データよりも、より精緻な実態を把握することが可能となった。

そこで本稿では、この「在留外国人統計テーブルデータ」を使って、日本に暮らす外国人の子どもに関するデータを整理し、今後の外国人児童生徒教育の基礎資料を提示することを目的とする。以下では、まず外国人の子どもの就学状況について確認する(2節)。続いて、日本に暮らす外国人の子どもの国籍と在留資格を概観する(3節)。そのうえで、文部科学

省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」と在留外国人統計のデータを組み合わせ、都道府県別にみた日本語指導の必要性の差異とその要因について検討する(4節)。最後に、本稿の知見を取りまとめる(5節)。

2 外国人の子どもの就学状況

2.1 学校階梯別の在籍率

まず、このデータから、18歳以下の在留外国人の人数をみると、全体で298,864人となる。ここで「18歳以下」としているのは、6歳以下を就学前、小学生を7～12歳、中学生を13～15歳、高校生を16～18歳とした場合に、高校を終える18歳以下か18歳を超えているのかが一つの基準となると考えるからである。19歳以上だと、本人の意志で留学をする若者などが含まれる。しかし、18歳以下の外国人は、家族の都合で、家族とともに来日する移民1.5世代や、日本生まれの移民第2世代(及び第3世代以降)などが大半だと考えられる。そこで、18歳以下と捉えると、在留外国人の

表1 学校階梯・年齢別にみた外国人の子どもの学校在籍率

	「在留外国人調査」 人数(A)	小学校外国人児童数 (B)	特別支援学校初等部 外国人児童数(C)		学校在籍率(%) {(B)+(C)}/(A)
小学生(7~12歳)	91,441	71,163	516		78.4
	「在留外国人調査」 人数(A)	中学校外国人生徒数 (B)	特別支援学校中等部 外国人生徒数(C)	中等教育学校前期課程 外国人生徒数(D)	学校在籍率(%) {(B)+(C)+(D)}/(A)
中学生(13~15歳)	38,999	27,878	242	125	72.4
	「在留外国人調査」 人数(A)	高校外国人生徒数 (全日制・定時制)(B)	特別支援学校高等部 外国人生徒数(C)	中等教育学校後期課程 外国人生徒数(D)	学校在籍率(%) {(B)+(C)+(D)}/(A)
高校生(16~18歳)	43,084	14,959	343	157	35.9

注) 法務省「在留外国人統計」(2020年12月末)および文部科学省「学校基本統計」(2020年度版)より作成。

表2 国籍別にみる16~18歳の通学率(2010年)

	日本		韓国・朝鮮		中国		フィリピン		ブラジル	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
16歳	94.0	94.7	94.0	91.6	82.1	86.3	72.5	68.2	78.2	79.7
17歳	92.8	93.3	91.9	94.8	71.9	83.9	50.0	64.6	68.6	56.2
18歳	81.0	83.5	80.8	81.5	72.4	66.5	39.4	55.1	38.7	32.3
合計	89.3	90.5	88.4	89.2	74.9	76.7	55.0	62.4	62.5	57.1

注) 1. データは2010年国勢調査オーダーメイド集計。

2. 高谷ほか(2015:50-1)をもとに計算した。

3. ここでは「通学」もしくは「通学のかたわら仕事」と回答した者の割合を算出している。

子どもは約30万人ということになる。

本稿執筆時点では2020年の国勢調査結果が一部しか公表されていないため、便宜的に2015年の18歳以下の人口を算出すると20,700,643人である。時期が異なるので参考にしかないが、これらを比べると、18歳以下人口の約1.4%が外国人ということになる。

この18歳以下の外国人の子どもの、小学生相当の7~12歳、中学生相当の13~15歳、高校生相当の16~18歳に区分し、同時に文部科学省の「学校基本調査」から小学校、中学校、高校、特別支援学校、中等教育学校¹⁾に在籍する外国人児童生徒数と並べたものが表1である。これをみると、小学校・中学校段階では、70%台の子どもが日本の一条校に在籍していることがわかる。これは、2019年5月に実施された文部科学省の「外国人の子供の就学状況等調査」²⁾と比べると、文科省調査では、小学生相当のうち「義務教育諸学校」に通うのが85.0%、中学生相当のうち「義務教育諸学校」に通うのが84.8%となっており、10ポイント前後低い値になっている。当然ながら統計の取り方が異なるし、ここでは、「在留外国人統計」と「学校基本調査」という異なる調査データで算出しているため、その点の誤差が生じているものと思われる。ただ、いずれにしても、7~8割程度の外国人の学齢期の子どもが、日本の一条校に通学している状況がうかがえる。

2.2 高校教育機会確保の難しさ

一方、高校生の段階では、学校在籍率は35.9%となっている。この数字自体の妥当性はさらに確認が必要だが、同じデータを用いて、同じ方法で計算した中学生の在籍率の半分以下となっている。乾美紀は、2005~2006年度に外国人集住地域でまとめられた外国人生徒の高校進学率を整理している。ここでは、もっとも低いのが兵庫県のベトナム人で40%、もっとも高いのが大阪府の中国人で87.0%となっている(乾2008:32)。また、近年では集住地域での教育支援も手厚くなっており、中学校卒業後の外国人生徒の高校進学率の高まりがみられる。たとえば、群馬県太田市では、2007~2019年度の外国人生徒の高校進学率は、83~97%を記録している(恩田・増山2021:220)。

ただし、これらのデータは、中学校の卒業までこぎつけた場合である。中学校の卒業を経ていない外国人の子どもを含めた場合、高校在籍率はもう少し低くなる。そこで、2010年の国勢調査のオーダーメイド集計を用いて、在留外国人の教育などのデータをまとめた高谷ほか(2015)をもとに16~18歳の高校在学率を計算したのが表2である。ここでは、「日本」と「韓国・朝鮮」「中国」「フィリピン」「ブラジル」の各国籍を持つ16~18歳の高校在籍率が計算されている。これをみると、まず国籍による違いが大きいことがわか

る。「韓国・朝鮮」では9割近くとなっており、これは「日本」とほとんど変わらない。一方、「フィリピン」や「ブラジル」では、半分を少し超える程度にとどまっている。

さらにこのデータは、年齢ごとの在籍率がわかるという利点がある。この点に着目すると、16歳、17歳、18歳と進むにつれて、つまり学年が1年、2年、3年と上がるにしたがって、在籍率が下がっていくことがわかる。それだけ、途中で退学する生徒が存在することがわかる。日本や韓国・朝鮮では、16歳で9割超の在籍率であるのが、18歳では8割超と10ポイント程度下がっている。しかし、他の国籍では、16歳時点の在籍率がもともと低いうえに、18歳での在籍率の減少が大きく、中国は8割半ばが7割前後に、フィリピンは7割前後が4～5割に、そしてブラジルは、16歳では8割弱であるのが、18歳では3割台まで下がっている。文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」（2018年度）によれば、全高校生の中退率が1.3%であるのに対し、「日本語指導が必要な高校生等」の中退率は9.6%となっている。毎年9.6%ずつ退学していくとすれば、ある年の生徒数を100とした場合、1年後は90.4に、2年後は81.7に、3年後は73.9となるため、このデータ通りでも、卒業できるのは3/4を下回るということになる。こうした状況の厳しさを、表2からもうかがうことができる。

加えて、性別の状況も確認できる。性別にみると、ブラジル以外は男子の在籍率が低く、男子が高校教育を継続しづらい状況が看取される。

さて、表1に戻ると、この表2ほどの情報量はない。これは、学校基本調査の外国人児童生徒数が、学校階梯別、設置主体別（国立・公立・私立）にしか公表されていないことに起因する。この点で、学校基本調査でも、さらに詳細な情報が公表されることを期待したい。ただし、表1では、高校在籍率が35.9%であり、ここで紹介したほとんどのデータよりも在籍率が低い。このことは、表2の韓国・朝鮮、中国、フィリピン、ブラジルなど多くの外国人の子どもがいる国籍に限定して集計されることが多く、他の相対的に少人数の国籍の子どもが、高校教育の機会から排除されやすいことを物語っているのかもしれない。いずれにしても、中学校卒業まで日本の学校階梯に乗っていないと高校進学は難しいこと、さらに高校進学を果たして

も、そこから卒業にたどりつくのは難しい状況にあることが確認できる。

3 国籍による在留資格の違い

3.1 相対的に高階層の中国籍の子ども

続いて、18歳以下の外国人の子どもを国籍別にみると、もっとも多いのが中国で100,515人（18歳以下の外国人の子ども全体の33.6%）となっている。以下、ブラジル43,367人（14.5%）、フィリピン32,563人（10.9%）、韓国27,201人（9.1%）、ベトナム18,769人（6.3%）、ネパール10,454人（3.5%）、ペルー9,948人（3.3%）と続いており、これらの7か国で全体の81.2%を占めている。

これら7か国について、18歳以下の子どもの在留資格を表3にまとめた。これをみると、中国では「永住者」が43.8%ともっとも多い。これは、親世代から永住者を取得している家庭であることが考えられる。続いて多いのは、「家族滞在」である。「家族滞在」は、活動に基づく在留資格のうち、家族の帯同が認められている在留資格を得ている者の家族として滞在する場合に付与される在留資格である。本稿における「子ども」と区分するために、19歳以上の中国籍の人たちについてみると、家族帯同が認められている在留資格で多い者は、「技術・人文知識・国際業務」（88,662人）、「技能」（16,469人）、「経営・管理」（14,317人）などである。

「技術・人文知識・国際業務」は「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動」を行う場合に付与される在留資格で、具体的には「機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師」などが挙げられる³⁾。「技能」は、「外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等」と説明される⁴⁾。「経営・管理」については、「本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動」であり、「企業の経営者、管理者」が例として挙げられている⁵⁾。つまり、企業のホワイトカラーや、外国料理の調理師、経営者など、比較的

表3 国籍別にみた18歳以下の子どもの在留資格

	興行	技能実習 1号イ	技能実習 1号ロ	文化活動	留学	家族滞在	特定活動	永住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等	定住者	特別 永住者	総計
中国	3 0.0		100 0.1		4,519 4.5	35,162 35.0	184 0.2	44,032 43.8	304 0.3	4,548 4.5	11,596 11.5	67 0.1	100,515 100.0
韓国					297 1.1	5,424 19.9	18 0.1	3,740 13.7	50 0.2	159 0.6	1,183 4.3	16,330 60.0	27,201 100.0
ネパール				1 0.0	67 0.6	8,652 82.8	40 0.4	1,143 10.9		186 1.8	362 3.5	3 0.0	10,454 100.0
フィリピン					75 0.2	1,880 5.8	123 0.4	9,799 30.1	1,437 4.4	3,561 10.9	15,664 48.1	24 0.1	32,563 100.0
ベトナム	1 0.0	28 0.1			243 1.3	10,878 58.0	81 0.4	4,701 25.0	23 0.1	621 3.3	2,192 11.7	1 0.0	18,769 100.0
ブラジル					25 0.1	357 0.8	7 0.0	19,760 45.6	126 0.3	3,083 7.1	19,990 46.1	19 0.0	43,367 100.0
ペルー					1 0.0	25 0.3	6 0.1	5,208 52.4	24 0.2	1,218 12.2	3,465 34.8	1 0.0	9,948 100.0

注) 1. 法務省「在留外国人統計」(2020年12月末)より作成。

2. 上段は人数(人)、下段は総計に対する割合(%)。

高い階層の親を持つ子どもが一定の割合で日本に暮らしていることがうかがえる。

また、「定住者」も11.5%となっている。中国籍の場合は、終戦時に中国に残ることになった中国残留邦人やその家族に「定住者」資格が付与されていることから、こうした中国帰国者の家族である子どもも存在することがわかる。

3.2 ブラジル籍・ペルー籍の子どもの永住者化

ブラジル籍については、「定住者」が46.1%、「永住者」が45.6%で、これらをあわせて9割に達している。ブラジル籍の場合、「定住者」は、日系2世の配偶者と日系3世に付与される在留資格⁶⁾として大きな意味を持つ。1989年の出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」)の改正(1990年施行)で、定住者が日系2世の配偶者と日系3世に付与されることがきっかけで、ブラジルから多くの日系人がデカセギとして日本にやってくるようになった。定住者は「身分又は地位に基づく在留資格」であり、就労に制限がない。そのことが、当時バブル期で特に人手不足であったブルーカラー職での就労が正規に認められる外国人労働者の誕生を促した。現在でも、この定住者資格で滞在する子どもが多いことがわかる。

一方、日本で日系3世から生まれた子ども、つまり「日本生まれの日系4世」の場合、扱いが複雑になる。日本生まれの日系4世については、未成年で未婚の間は、定住者資格の付与が認められる。しかし、成人後は、別の在留資格を取得することが求められる。

そのため、日本生まれの日系4世の在留資格を確保するために、永住者への在留資格の変更を行う家族が多いものと思われる。その結果、現在では定住者とほぼ同程度の永住者資格を持つ子どもが存在していると考えられる。

この傾向がさらに進んでいるのがペルー籍のケースである。ペルー籍も、日系3世までの定住者資格付与によって日本にデカセギに来る人々が生じたことで在留する人が増えたのはブラジル籍と同じ事情である。ただし、表3にあるように、現在では18歳以下の子どもの半数以上が永住者資格を得ている。こうした形で永住者を手にする事で、日本生まれの日系4世である子どもについても、長期にわたる在留を可能にしていることがわかる。

これらの点で、ブラジル籍・ペルー籍、また永住者の比較的多い中国籍は、子どもたちも今後も継続して日本に滞在することが想定できるだろう。

3.3 フィリピン籍の子どもの多様な困難

フィリピン籍の場合は、定住者が48.1%で、次に永住者が30.1%、さらに永住者の配偶者等が10.9%となっている。フィリピン系の子どもの場合、日本人父とフィリピン人母の夫婦のもとで、日本で生まれ育ったケースも多数存在する。2010年国勢調査を分析した高谷ほか(2015)のデータをもとに、フィリピン籍の母を持つ子どものうち、父親が日本籍である割合を求めると80.7%となっていた(新藤 2019: 114)。そのため、「フィリピン系」とくくった場合、この在留外国

人統計に表れる子どもは、フィリピン系全体の約2割にすぎない。日本生まれで日本人父を持つという点で、他の外国につながる子どもよりは日本での学習が進めやすい側面はあるが、日本人母よりは日本語や日本の学校文化への習熟の面でハンデを負うフィリピン人母のもとに育つこうした日本人父・フィリピン人母の間の子どものについても、実態調査をさらに進める必要があるだろう。

そのことを確認したうえで改めて表3に戻ると、フィリピン籍で多い定住者には、主に2つのパターンが想定される。一つは、ブラジル籍やペルー籍と同じように日系人というケースである。さらに今ひとつは、フィリピンでフィリピン人の両親から生まれ育った子どもが、両親の離婚後、母親が日本人男性と再婚した際に日本に呼び寄せられたというパターンである。言葉が不適切かもしれないが、いわゆる「連れ子」のケースである。この場合、定住者告示（「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件（平成2年法務省告示第132号）」）の6号ニの規定により、定住者資格が付与される（額賀 2019）。日系人と「連れ子」のそれぞれがどの程度の割合かということは、在留外国人統計の範囲ではうかがえないが、「連れ子」の場合、フィリピンでかなり長い年月を過ごした後に日本にやってくることになる。そこでは、日本語や日本の学校への適応だけでなく、日本でのデカセギのために長く離れて暮らしていた母親との家族再統合が生じ、その家族への適応という課題にも直面することになる（高畑・原 2014）。

さらに、フィリピン籍の子どもは、母子世帯になったり、経済的な困窮状態に陥ったりするリスクがもっとも高くなっている。生活保護の受給に関してまとめられている厚生労働省の「被保護者調査」の2015年度のデータに基づく推計では、18歳未満の外国籍の子どものうち、生活保護受給母子世帯に暮らす者の割合は全体で4.9%であり、これは日本国籍者を含めた全体の割合が0.9%であることと比べるとかなり高い。しかし、その外国籍の子どものなかでもフィリピン籍は割合が突出して高く、20.7%となっている。データが公表されているのはフィリピンを含めた8か国であるが、次に高い割合はカンボジアの6.0%であるため、フィリピン籍の子どもが、日本人父とフィリピン人母

との離婚などにより、貧困に見舞われるリスクが相当高いことがわかる（新藤 2019: 113-4）。2018年度の被保護者調査からも、フィリピン籍の母を持つ生活保護受給母子世帯で暮らす18歳未満の子どもは4,966人と推計される⁷⁾。2018年12月末の在留外国人統計では、フィリピン籍の18歳未満の子どもは30,390人なので、これと比べると16.3%が生活保護受給母子世帯で暮らしていることがわかる。2015年度よりは改善されているが、まだ高い水準にある。

このように、日本語・日本の学校文化、家族再統合、貧困など多様な困難な状況に置かれているフィリピン籍の子どもがいることは、学校でも確認しておく必要があるだろう。

3.4 家族滞在中心のベトナム籍・ネパール籍

ベトナム籍の場合は、家族滞在がもっとも多く58.0%、次いで、永住者が25.0%、定住者が11.7%となっている。ベトナム籍の定住者は、インドシナ難民として日本で在留するようになった人々やその子孫に付与される。インドシナ難民は、1975年に相次いで社会主義国家となったベトナム、ラオス、カンボジアで、新政権からの迫害を避けるために国外に脱出した難民で、総数は約144万人といわれている⁸⁾。日本でも、ベトナムからのボートピープルの到着などを受け、1978年の「ヴェトナム難民の定住許可について」といった閣議了解などに基づいてインドシナ難民の受け入れを進めた。最終的には2005年末まで受け入れ事業は継続され、合計11,319人（ベトナム8,656人、ラオス1,306人、カンボジア1,357人）が日本で暮らすようになった⁹⁾。こうした難民の子や孫などが定住者には含まれていると考えられる。

一方、家族滞在に関しては、ベトナム籍の場合、技能実習や留学がかなり多いが、19歳以上で家族帯同が可能な資格でいうと、「技術・人文知識・国際業務」が多く、61,181人（19歳以上のベトナム籍の14.3%）となっている。また、ネパールでは、家族滞在が82.8%と、ネパール籍の子どもの大半を占めている。こちらについても、19歳以上のネパール籍の人で家族帯同が可能な在留資格保持者をみると、「技術・人文知識・国際業務」が15,581人（19歳以上のネパール籍の18.2%）と多く、次いで「技能」が12,524人（同14.6%）となっている。3.1でも触れたように「技能」

は「外国料理の調理師」が含まれることを確認したが、ネパール籍の場合、日本ではインド料理店の調理師として働くケースが多いことが指摘されている（南埜・澤 2017: 33）。

このように、ベトナム籍・ネパール籍では家族滞在が多く、保護者はホワイトカラー職に従事しているか、ネパール籍の場合はインド料理店で就労しているかといった状況であることがうかがえる。また、ベトナム籍の場合は、インドシナ難民の子孫であるケースも含まれる。

3.5 ニューカマーも含まれる韓国籍

韓国籍は、「特別永住者」が60.0%とかなり多い。特別永住者は、入管特例法の規定に基づき、戦時中に日本の占領下にあった地域に居住し、日本国籍を付与されていたが、1952年のサンフランシスコ講和条約発効によって日本国籍を離脱した人々とその子孫に付与される在留資格である。いわゆる「オールドカマー」と呼ばれる人々が所持する在留資格である。

一方、家族滞在も19.9%と比較的高い割合となっている。19歳以上の韓国籍の人が有する家族帯同が可能な在留資格でいうと、やはり「技術・人文知識・国際業務」が多く、25,760人（19歳以上の韓国籍の6.4%）となっている。韓国籍というとオールドカマーのイメージであるが、特別永住者以外のニューカマーも少なくないことがわかる。

4 都道府県別にみた日本語指導が必要な外国籍児童生徒の状況

4.1 日本語指導が必要な児童生徒の全体状況

続いて、都道府県別にみた日本語指導が必要な外国籍児童生徒の状況を確認したい。文部科学省は、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を行い、結果を公表している。ここでは、都道府県別に日本語指導が必要な児童生徒数が集計されている。公表されている最新のデータは2018年度のものであり、調査時点のズレがあるが、2020年12月末の在留外国人統計で、それぞれの都道府県に居住する、各学齢の外国人の子どもの人数をベースにして、どのくらいの割合の子どものが日本語指導を必要としているのかを確認したい。

この点をまとめたのが表4である。これをみると、全体では小学校で28.8%、中学校で26.3%、高校では8.5%、全体では23.5%となっていることがわかる。高校で割合が低くなるのは、入試をクリアできるだけの日本語能力がないと高校に入学できないということもあるが、表1でうかがえるように、そもそも高校に進める外国人の子どもがかなり少ないことに起因していると考えられる。

そのうえで、都道府県別にみていくと、かなり差があることがわかる。「合計割合」でみると、三重（47.3%）、滋賀（47.1%）、愛知（40.1%）といった集住地域として知られるところの割合が高くなっているが、島根（40.3%）や奈良（36.7%）といった集住の程度が高くない地域でも日本語指導の必要性が顕在化していることがわかる¹⁰⁾。一方、7～18歳の外国人の子どもが1万人を超える、東京、神奈川、埼玉、大阪、千葉では、神奈川が28.5%と全国平均を超えるが、他は全国平均を下回っている。

また、学校階梯別にみると、小学校では、滋賀（60.2%）、三重（57.8%）、島根（54.2%）、愛知（51.4%）が50%を超えている。中学校では、奈良（75.2%）、滋賀（55.3%）、三重（47.3%）、島根（44.9%）、愛知（44.6%）が4割を超えている。一方、高校では、三重（21.7%）、神奈川（18.0%）、和歌山（16.3%）などが多くなっているが、小・中での割合が高いところとの重なりは弱くなっている。小・中に関していえば、「西高東低」の傾向もうかがえる。

4.2 日本語指導が必要な外国籍児童生徒の割合と外国人の子どもの国籍・在留資格

続いて、日本語指導が必要な外国籍児童生徒の割合が高いところと、外国人の子どもが多く暮らしているが日本語指導が必要な外国籍児童生徒の割合があまり高くない地域を比べ、その分岐の要因を検討する。日本語指導が必要な外国籍児童生徒の割合が高い地域として、愛知、三重、滋賀、奈良、島根を取り上げ、外国人の子どもは多い（7～18歳の外国人の子どもが1万人以上居住）が、日本語指導が必要な外国籍児童生徒の割合があまり高くない地域として、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪を挙げる。これらの地域において、前節でみた国籍と在留資格から、日本語指導が必要な外国人の子どもの割合を規定する要因を探って

表4 都道府県別にみた日本語指導が必要な外国籍児童生徒の割合

	日本語指導が必要な外国籍児童生徒数				在留外国人数				日本語指導が必要な外国籍児童生徒の割合			
	小学校	中学校	高等学校	合計	7～12歳	13～15歳	16～18歳	7～18歳	小学校割合	中学校割合	高校割合	合計割合
北海道	88	19	16	125	562	216	251	1,029	15.7	8.8	6.4	12.1
青森県	22	9	0	32	65	37	72	174	33.8	24.3	0.0	18.4
岩手県	10	4	0	14	72	39	39	150	13.9	10.3	0.0	9.3
宮城県	76	28	5	109	345	163	315	823	22.0	17.2	1.6	13.2
秋田県	24	7	2	33	49	23	23	95	49.0	30.4	8.7	34.7
山形県	20	14	2	36	86	51	59	196	23.3	27.5	3.4	18.4
福島県	57	13	11	81	200	114	128	442	28.5	11.4	8.6	18.3
茨城県	813	268	94	1,206	2,318	1,090	1,107	4,515	35.1	24.6	8.5	26.7
栃木県	554	129	31	716	1,387	628	646	2,661	39.9	20.5	4.8	26.9
群馬県	873	258	101	1,261	2,709	1,198	1,210	5,117	32.2	21.5	8.3	24.6
埼玉県	1,559	478	200	2,245	7,392	2,743	2,633	12,768	21.1	17.4	7.6	17.6
千葉県	1,120	419	228	1,778	5,533	2,182	2,286	10,001	20.2	19.2	10.0	17.8
東京都	1,857	1,027	722	3,645	18,521	7,295	8,362	34,178	10.0	14.1	8.6	10.7
神奈川県	2,845	964	630	4,453	8,689	3,453	3,497	15,639	32.7	27.9	18.0	28.5
新潟県	93	41	11	146	324	148	216	688	28.7	27.7	5.1	21.2
富山県	247	84	1	332	600	255	242	1,097	41.2	32.9	0.4	30.3
石川県	102	16	6	124	324	131	183	638	31.5	12.2	3.3	19.4
福井県	111	28	12	151	316	175	183	674	35.1	16.0	6.6	22.4
山梨県	260	59	8	327	540	304	335	1,179	48.1	19.4	2.4	27.7
長野県	342	114	42	512	1,094	591	728	2,413	31.3	19.3	5.8	21.2
岐阜県	994	409	151	1,596	2,545	1,152	1,179	4,876	39.1	35.5	12.8	32.7
静岡県	2,107	712	178	3,035	4,623	2,170	2,188	8,981	45.6	32.8	8.1	33.8
愛知県	6,146	2,462	448	9,100	11,949	5,519	5,244	22,712	51.4	44.6	8.5	40.1
三重県	1,447	565	254	2,300	2,502	1,195	1,170	4,867	57.8	47.3	21.7	47.3
滋賀県	817	356	54	1,238	1,358	644	627	2,629	60.2	55.3	8.6	47.1
京都府	155	59	20	238	1,155	525	994	2,674	13.4	11.2	2.0	8.9
大阪府	1,309	918	300	2,619	6,176	2,670	3,227	12,073	21.2	34.4	9.3	21.7
兵庫県	659	225	48	1,002	3,132	1,380	1,478	5,990	21.0	16.3	3.2	16.7
奈良県	100	103	13	221	313	137	153	603	31.9	75.2	8.5	36.7
和歌山県	10	6	8	26	106	37	49	192	9.4	16.2	16.3	13.5
鳥取県	12	14	1	27	77	39	48	164	15.6	35.9	2.1	16.5
島根県	115	48	4	167	212	107	95	414	54.2	44.9	4.2	40.3
岡山県	8	19	7	108	537	209	407	1,153	1.5	9.1	1.7	9.4
広島県	388	138	22	551	1,426	642	614	2,682	27.2	21.5	3.6	20.5
山口県	75	18	5	98	266	126	130	522	28.2	14.3	3.8	18.8
徳島県	35	7	4	46	94	35	44	173	37.2	20.0	9.1	26.6
香川県	94	49	0	143	291	141	130	562	32.3	34.8	0.0	25.4
愛媛県	32	10	2	44	180	72	79	331	17.8	13.9	2.5	13.3
高知県	12	8	0	20	43	41	265	349	27.9	19.5	0.0	5.7
福岡県	333	74	14	422	1,692	586	881	3,159	19.7	12.6	1.6	13.4
佐賀県	25	6	1	35	88	37	49	174	28.4	16.2	2.0	20.1
長崎県	19	6	8	33	116	50	93	259	16.4	12.0	8.6	12.7
熊本県	55	23	3	81	211	87	87	385	26.1	26.4	3.4	21.0
大分県	36	8	2	46	158	61	189	408	22.8	13.1	1.1	11.3
宮崎県	31	16	0	47	75	47	164	286	41.3	34.0	0.0	16.4
鹿児島県	16	3	1	20	123	58	82	263	13.0	5.2	1.2	7.6
沖縄県	139	19	7	166	490	207	158	855	28.4	9.2	4.4	19.4
未定・不詳					377	189	745	1,311	0.0	0.0	0.0	0.0
計	26,316	10,260	3,677	40,755	91,441	38,999	43,084	173,524	28.8	26.3	8.5	23.5

注) 1. 資料は文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(2018年度)、ならびに法務省「在留外国人統計」(2020年12月末)。

2. 「小学校割合」=「7～12歳」+「小学校」、「中学校割合」=「13～15歳」+「中学校」、「高校割合」=「16～18歳」+「高等学校」、「合計割合」=「7～18歳」+「合計」で計算した。

3. 「合計」には、小学校・中学校・高校のほか、義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校在籍者も含まれている。

みたい。

そこで、日本語指導が必要な外国籍児童生徒の割合が高い県の状況を表5に、割合があまり高くない都府県の状況を表6に掲げた。いずれも、その都府県全体の7～18歳の外国人の子どもの在留資格と、その都府県に居住する者が多い国籍の上位3か国を取り出し、同様に在留資格をまとめた。これをみてわかることは、第1に、日本語指導が必要な外国籍児童生徒

の割合が高い地域は、いずれもブラジル籍やペルー籍の子どもの多いことである。この点については、やはり「在留外国人統計」と「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」との組み合わせに基づき、特に「ポルトガル語を母語とするブラジル籍」と「フィリピン語を母語とするフィリピン籍」の子どもの日本語指導を必要としやすく、その割合は、それぞれの国籍の子どもの4割前後に上る可能性を指摘し

表5 日本語指導が必要な外国籍児童生徒の割合が高い県に住む7～18歳の外国人の子どもの国籍上位3か国と在留資格

	宗教	技能実習 1号イ	技能実習 1号ロ	文化活動	留学	家族滞在	特定活動	永住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等	定住者	特別永住者	総計	全体に対する 割合(%)
愛知県全体	1 0.0		26 0.1		92 0.4	2,276 10.0	41 0.2	10,622 46.8	284 1.3	375 1.7	7,896 34.8	1,099 4.8	22,712 100.0	
ブラジル					3 0.0	90 1.0	2 0.0	4,770 51.6	30 0.3	177 1.9	4,165 45.1	2 0.0	9,239 100.0	40.7
フィリピン					3 0.1	42 1.0	5 0.1	1,475 36.8	229 5.7	104 2.6	2,147 53.5	5 0.1	4,010 100.0	17.7
中国			14 0.4		25 0.7	733 20.0		2,383 65.2	7 0.2	12 0.3	482 13.2	1 0.0	3,657 100.0	16.1
													上位3か国の計	74.4
三重県全体			1 0.0		10 0.2	298 6.1	7 0.1	2,387 49.0	40 0.8	73 1.5	1,896 39.0	155 3.2	4,867 100.0	
ブラジル					1 0.0	3 0.1	1 0.0	1,158 53.8	7 0.3	33 1.5	949 44.1	1 0.0	2,153 100.0	44.2
フィリピン					1 0.1	7 0.8		306 34.8	27 3.1	17 1.9	521 59.3		879 100.0	18.1
ペルー								395 68.5	1 0.2	9 1.6	172 29.8		577 100.0	11.9
													上位3か国の計	74.2
滋賀県全体		1 0.0	3 0.1	1 0.0	16 0.6	126 4.8	4 0.2	1,230 46.8	21 0.8	41 1.6	1,036 39.4	150 5.7	2,629 100.0	
ブラジル								769 51.0	3 0.2	21 1.4	716 47.4		1,509 100.0	57.4
ペルー						1 0.4		141 53.2		11 4.2	112 42.3		265 100.0	10.1
中国			2 0.9		6 2.7	36 16.1		154 69.1	1 0.4	2 0.9	22 9.9		223 100.0	8.5
													上位3か国の計	76.0
奈良県全体					20 3.3	106 17.6		283 46.9	7 1.2	9 1.5	80 13.3	98 16.3	603 100.0	
中国					6 2.4	33 13.4		177 72.0	1 0.4	4 1.6	24 9.8	1 0.4	246 100.0	40.8
韓国						15 12.8		8 6.8		1 0.9	1 0.9	92 78.6	117 100.0	19.4
ブラジル						1 2.7		26 70.3		1 2.7	9 24.3		37 100.0	6.1
													上位3か国の計	66.3
島根県全体					9 2.2	26 6.3		116 28.0	11 2.7		235 56.8	17 4.1	414 100.0	
ブラジル					1 0.4			45 18.9			191 80.3	1 0.4	238 100.0	57.5
フィリピン								19 31.7	10 16.7		31 51.7		60 100.0	14.5
中国					1 1.8	7 12.3		39 68.4	1 1.8		9 15.8		57 100.0	13.8
													上位3か国の計	85.7

注) 1. 法務省「在留外国人統計」(2020年12月末)より作成。

2. 上段は人数(人)、下段は割合(%)。

たことと重なる(新藤 2021, 2022)。ペルー籍については、母語のスペイン語がペルー籍に限定されないため、同様の分析ができていないが、おそらくブラジル籍と同様の課題を抱えているものと考えられる。こうした日本語能力に課題を抱えやすいブラジル籍やペルー籍の子どもの多いということが、その地域の日本語指導が必要な外国籍児童生徒の割合を高めることにつながる。

一方、第2に、上記のように、ブラジル籍とともに日本語能力に課題を抱えるフィリピン籍については、表5・表6のいずれにも登場している。このことは、工業地域でのデカセギを中心とするため、集住地が形成されやすいブラジル籍に比べ、女性が日本人男性と結婚することで日本に定着するために特定の集住地が

形成されにくいフィリピン籍の特徴を反映していると考えられる。「外国人の子どもの教育」という課題は、まだ全国で同程度に重要なものとなっているとはいいがたい。ただし、人口が多い都市部を中心に、フィリピン系の子どもの受け入れが増加し、日本語指導という課題も生じてくることがうかがえる。

第3に、中国籍についても、日本語指導が必要な外国籍児童生徒の割合が高い地域にも、高くない地域にも多く住んでいるが、「家族滞在」という在留資格の割合には違いがあることがわかる。つまり、日本語指導が必要な外国籍児童生徒の割合が高くないところでは3割前後が「家族滞在」であるのに対し、割合が高いところでは「家族滞在」が2割か、それを下回る割合になっている。3節でも確認したように、「家族

表6 7～18歳の外国人の子どもの1万人以上居住するが日本語指導が必要な外国籍児童生徒の割合が高くない5都県の外国人の子どもの国籍上位3か国と在留資格

	興行	技能実習 1号口	文化活動	留学	家族滞在	特定活動	永住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等	定住者	特別永住者	総計	全体に対する 割合(%)	
埼玉県全体		2 0.0		214 1.7	2,994 23.4	311 2.4	5,580 43.7	150 1.2	199 1.6	2,822 22.1	496 3.9	12,768 100.0		
中国		1 0.0		164 2.7	1,732 29.0	9 0.2	2,961 49.5	18 0.3	49 0.8	1,043 17.4	4 0.1	5,981 100.0	46.8	
フィリピン				5 0.3	101 6.0	1 0.1	640 38.0	101 6.0	74 4.4	762 45.2	1 0.1	1,685 100.0	13.2	
ブラジル					7 0.9		438 55.6	4 0.5	16 2.0	323 41.0		788 100.0	6.2	
												上位3か国の計	66.2	
千葉県全体		25 0.2		345 3.4	2,726 27.3	79 0.8	3,973 39.7	139 1.4	198 2.0	2,168 21.7	348 3.5	10,001 100.0		
中国		16 0.4		274 6.1	1,216 27.2	3 0.1	2,188 49.0	10 0.2	34 0.8	721 16.2	1 0.0	4,463 100.0	44.6	
フィリピン				6 0.4	75 5.4	6 0.4	436 31.3	108 7.8	100 7.2	657 47.2	3 0.2	1,391 100.0	13.9	
韓国				13 1.9	134 20.0		175 26.1	4 0.6	4 0.6	43 6.4	297 44.3	670 100.0	6.7	
												上位3か国の計	65.2	
東京都全体		2 0.0	4 0.0	2 0.0	2,126 6.2	12,436 36.4	115 0.3	11,889 34.8	286 0.8	397 1.2	4,436 13.0	2,485 7.3	34,178 100.0	
中国		1 0.0	3 0.0		1,834 11.6	4,800 30.4	21 0.1	6,961 44.1	54 0.3	144 0.9	1,959 12.4	18 0.1	15,795 100.0	46.2
韓国					41 0.7	1,785 32.0	5 0.1	1,386 24.9	5 0.1	16 0.3	395 7.1	1,940 34.8	5,573 100.0	16.3
フィリピン					6 0.3	225 10.5	12 0.6	677 31.5	128 6.0	145 6.7	955 44.4	2 0.1	2,150 100.0	6.3
												上位3か国の計	68.8	
神奈川県全体		1 0.0	1 0.0	191 1.2	3,777 24.2	37 0.2	7,306 46.7	204 1.3	292 1.9	3,078 19.7	752 4.8	15,639 100.0		
中国					115 1.9	1,666 28.0	6 0.1	3,224 54.2	18 0.3	49 0.8	865 14.5	5 0.1	5,948 100.0	38.0
フィリピン					7 0.4	156 9.0	5 0.3	566 32.5	103 5.9	100 5.7	803 46.1	1 0.1	1,741 100.0	11.1
ベトナム					8 0.7	206 17.3	2 0.2	708 59.4	4 0.3	15 1.3	248 20.8		1,191 100.0	7.6
												上位3か国の計	56.8	
大阪府全体		4 0.0		549 4.5	2,056 17.0	18 0.1	4,326 35.8	96 0.8	110 0.9	1,633 13.5	3,281 27.2	12,073 100.0		
中国					308 6.0	946 18.4	11 0.2	2,943 57.3	15 0.3	49 1.0	857 16.7	5 0.1	5,137 100.0	42.5
韓国					33 0.9	307 8.3	1 0.0	353 9.5	8 0.2	7 0.2	99 2.7	2,911 78.3	3,719 100.0	30.8
ベトナム					37 5.7	239 36.7		284 43.6		7 1.1	84 12.9		651 100.0	5.4
												上位3か国の計	78.7	

注) 1. 法務省「在留外国人統計」(2020年12月末)より作成。
2. 上段は人数(人)、下段は割合(%)。

滞在」の場合は、その子どもの家庭の社会経済的地位は比較的高いことが予想される。しかし、日本語指導が必要な外国籍児童生徒の割合が高い地域では、そうした階層の高い中国籍の子どもの相対的に少ない傾向がみられる。同じ中国籍といっても、その階層的な状況も異なるし、居住地域の違いも存在する。そのなかで、相対的に階層の低い中国籍の子どもの多い地域では、日本語指導が必要となる子どもが多く生じる可能性が高いことがわかる。

さらに第4に、日本語指導が必要な外国籍児童生徒の割合が高い地域では、特定の国籍の子どもの集中する傾向もみられる。表5と表6を比較すると、一部の例外はみられるが、日本語指導が必要な外国籍児童生

徒の割合が高い表5の地域では、上位3か国の子どもが占める割合はおおむね7割以上となっているのに対し、割合が低い表6の地域では5～6割台のところが多い。ブラジル籍やペルー籍、フィリピン籍、そして中国籍のなかで相対的に階層が低い層が集中する傾向がある地域では、日本語指導上の課題を抱えやすいことがわかる。

5 おわりに

一在留資格に注目した学習支援体制の構築

最後に、本稿で確認された知見をまとめると、以下の通りである。第1に、外国人の子どもの学校在籍率

をみると、小・中学校については一定の水準を保っていたが、高校段階では大きく下がっていることがわかった。ここで確認できたのはあくまでも日本の一条校に通う子どもの割合でしかなく、外国人学校への就学は含まれていない。そのため、就学の機会は、ここで確認できたよりはもう少し高い水準で、外国人の子どもに保障されているとはいえるだろう。しかし、日系南米人の来日のきっかけとなった入管法の改正から30年が経ち、支援体制が比較的整っている集住地域で、かつ日本の中学校までを終えた子どもの高校進学率だけをみていると、「準義務教育」ともいえる高校教育から遠ざけられている外国人の子どもが未だ数多いことを見落としかねない。

第2に、国籍別に外国人の子どもを見た場合、その在留資格には差異があり、そのことが子どもの教育状況に結びついている可能性が示唆された。特に、中国籍、ベトナム籍、ネパール籍には「家族滞在」の在留資格を持つ者が相対的に多かった。「家族滞在」は、ホワイトカラーや経営者、専門の技能を持つ者などを保護者とする場合に付与されるものであり、「家族滞在」の在留資格を有する場合は、出身家庭の社会的地位も相対的に高いことが予想される。一方、「家族滞在」でない者も少なくないし、ブラジル籍、ペルー籍、フィリピン籍では、そもそも「家族滞在」がほとんどみられないこともわかった。

そして第3に、こうした在留資格からみられる階層的背景の差が、日本語能力の獲得と関連している可能性もうかがえた。「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」と「在留外国人統計」を結びつけて、都道府県別の集計をした結果、日本語指導が必要な外国籍児童生徒の割合が高い地域と、それほど高くない地域が存在していることがわかった。さらに、日本語指導が必要な外国籍児童生徒の割合が高い地域では、上記の「家族滞在」の在留資格を持つ者が相対的に少ないことが確認された。このことは、外国人の子どもにおいても、出身家庭の階層的地位の高低により、日本の学校での学習の基礎となる日本語習得の状況に差異が生じていることを示す。

これらのことから、同じ外国人の子どもであっても、あるいは同じ国籍であっても、日本の学校の基礎となる日本語習得に差があり、そのことが、今後の学習の継続に大きな影響をもたらす可能性が確認でき

る。そのため、不利を被りやすい子どもたちに、手厚い支援を講じることが求められる。その際、各家庭の階層的な背景を探ることは難しいが、在留資格が階層の代替指標の一つとして使用できるとも考えられる。とりわけ、「家族滞在」の割合が少ない地域を見出し、その地域に暮らす外国人の子どもの学習支援を強化するといった取り組みが求められるといえるだろう。

注

- 1) 義務教育学校については、「学校基本調査」のデータでは小学校段階と中学校段階の外国人児童生徒数を区分できないため、ここでは省略した。なお、2020年度に義務教育学校に在籍する外国人児童生徒は615人である。
- 2) 文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値)概要」(https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006114_01.pdf, 2021.10.22閲覧)。
- 3) 出入国在留管理庁「技術・人文知識・国際業務」(https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00089.html, 2021.10.22閲覧)。
- 4) 出入国在留管理庁「在留資格『技能』」(https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shin_henko10_13.html, 2021.10.22閲覧)。
- 5) 出入国在留管理庁「経営・管理」(https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00088.html, 2021.10.22閲覧)。
- 6) 日系1世の配偶者と日系2世については、従前から「日本人の配偶者等」の在留資格が付与されていた。
- 7) 被保護者調査では、母子世帯に暮らす子どもの人数は公表されていないため、「母子世帯」のうち、「2人世帯」には子ども1人、「3人世帯」には子ども2人、「4人世帯」には子ども3人、「5人世帯」には子ども4人、「6人以上世帯」には子ども5人がいるものとして算出した。なお、2019年度の被保護者調査の公表データでは、世帯主が外国籍である生活保護受給世帯の世帯類型別データが公表されていないので、こうした推計ができない。
- 8) 難民事業本部「インドシナ難民とは」(<http://www.rhq.gr.jp/japanese/know/i-nanmin.htm>, 2021.10.23閲覧)。
- 9) 難民事業本部「難民とは」(<https://www.rhq.gr.jp/ukeire/>, 2021.10.23閲覧)。
- 10) ただし、島根県では外国人住民への対応が一定程度進んでおり、その状況については徳田ほか編(2019)で紹介されている。

付記

本稿は、2016～2020年度日本学術振興会科学研究費基盤研究(C)(研究課題「ブラジル人の子どもの教育を支える保護者一

教師・学校関係についての実践的研究」、課題番号16K04600、研究代表者・新藤慶)、2021~2025年度日本学術振興会科学研究費基盤研究(C)(研究課題「外国人の子どもの貧困と進路保障:ブラジル籍、フィリピン籍、ペルー籍を中心に」、課題番号21K02308、研究代表者・新藤慶)に基づく研究成果の一部である。

文献

- ・乾美紀, 2008, 「高校進学と入試」志水宏吉編『高校を生きるニューカマー—大阪府立高校にみる教育支援』明石書店, 29-43.
- ・南埜猛・澤宗則, 2017, 「日本におけるネパール人移民の動向」『移民研究』13: 23-48.
- ・額賀美紗子, 2019, 「フィリピン系移民第二世代の階層分化とエスニシティの日常実践—エスニシティは上昇移動の資源か、障壁か」是川夕編『移民・ディアスポラ研究8 人口問題と移民』明石書店, 245-64.
- ・恩田由之・増山悦子, 2021, 「バイリンガル人材を教員として採用した15年間の歩み—群馬県太田市教育委員会の取り組み」小島祥美編『Q & Aでわかる外国につながる子どもの就学支援—「できること」から始める実践ガイド』明石書店, 215-21.
- ・新藤慶, 2019, 「外国につながる子どもの貧困と教育」佐々木宏・鳥山まどか編『シリーズ子どもの貧困3 教える・学ぶ—教育に何ができるか』明石書店, 105-28.
- ・新藤慶, 2021, 「外国人児童生徒の動態と学校—家庭連携の可能性—国籍に注目した分析を通じて」『群馬大学共同教育学部紀要』70: 191-206.
- ・新藤慶, 2022, 「外国につながる子どもの日本語指導の必要性と教育達成の関連—文部科学省『日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査』の検討を中心に」『群馬大学共同教育学部紀要』71: 121-35.
- ・高畑幸・原めぐみ, 2014, 「在日フィリピン人の1.5世代—日本は定住地か、それとも通過点か」『国際関係・比較文化研究』13(1): 21-39.
- ・高谷幸・大曲由起子・樋口直人・鍛冶致・稲葉奈々子, 2015, 「2010年国勢調査にみる外国人の教育—外国人青少年の家庭背景・進学・結婚」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』39: 37-56.
- ・徳田剛・二階堂裕子・魁生由美子編, 2019, 『地方発外国人住民との地域づくり—多文化共生の現場から』晃洋書房.

(しんどう けい)

